

# 医療的ケア児等支援センターの施策

～医療的ケア児等が地域で安心した生活を送るために～

令和4年7月25日  
健康福祉部障害者支援局

## 医療的ケア児とは

NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童



# 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3年9月）

## 理念

医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援

保育所・学校への  
看護師等の配置

**医療的ケア児  
支援センターの設置**

## 静岡県医療的ケア児等支援センターの概要

令和4年7月4日（月）開所  
静岡総合庁舎別館内に設置

### 実施体制

- ・ 県看護協会へ委託
- ・ 看護資格を有する専門職2名配置（7月4日開所式 センター看板を囲んで）
- ・ 平日10時から16時まで

### 業務内容

- ・ 当事者家族、支援者からの相談対応
- ・ 人材の養成
- ・ 関係機関への情報提供・連携



（7月4日開所式 知事あいさつ）

# センターではこんな相談に対応します

退院後の生活やこれからが不安、話をきいてほしい

自宅の近くで短期入所を受け入れている施設を知りたい

受け入れてくれる就園先や就学先を知りたい

往診対応してくれる医師を教えてください

子どもが成人になったら、  
受け皿がなくなりそうで心配



**静岡県医療的ケア児等  
支援センター** 令和4年7月  
相談事業  
スタート

お気軽に ご相談ください

電話 054-204-1380  
FAX 054-204-1385  
月曜日～金曜日 10時から16時(土日祝日及び年末年始を除く)

shizuoka-ikea@bz04.plala.or.jp  
静岡県静岡総合庁舎 別館3階  
静岡市駿河区有明町2-20

※本センターは本庁舎にて事業に参画させていただきます。  
※相談は無料ですが、別途通話料がかかります。

静岡県医療的ケア児等支援センターは、静岡県から公益社団法人静岡県福祉会が運営を受け継いでいます。

## センターの役割

医療的ケア児等  
支援センター

ワンストップ相談窓口

相談・共有

研修・情報提供

相談

情報提供・アドバイス

関係機関

支援

- ・医療機関
- ・学校、保育所、幼稚園
- ・相談支援事業所
- ・障害児通所支援事業所
- ・訪問看護ステーション
- ・市役所
- 他

医療的ケアが  
必要な方・その家族

## センターの設置以外で実施する総合的な支援

区分	実施内容
啓発	医療的ケア児の理解促進 (福祉系専攻高等学校 6校)
情報提供	当事者家族向け制度説明会
人材の養成	医療的ケア児等コーディネーターの養成 介護・看護従事者の養成
連携促進	関係機関とのネットワークづくり

静岡県医療的ケア児等支援センター  
の設置などを通じて  
医療的ケアを必要とする  
当事者やその御家族等への支援を  
より一層推進してまいります

